

県立高校教育改革実施計画

平成 22 年 2 月一部改訂

この改訂版は、「県立高校教育改革実施計画」の「Ⅱ—1(8)少子化への対応」(P 9～P 11)について、一部加筆し、内容を改訂したものです。

山形県教育委員会

(8) 少子化への対応

【現状と課題】

平成 17 年度から平成 26 年度までに中学校卒業生数が約 3,000 人減少することが予想され、それに応じて公立高校の入学定員を削減する必要があります。校数を減らすことなく、個々の学校規模を縮小し続けると^{※11}、社会の変化や生徒の多様化に対応できる教育課程を編成したり、多様な人間関係の中で切磋琢磨し、社会で活躍できる人材の育成を目指したりすることが難しくなることが懸念されます。また、教員集団がそれぞれの専門性を生かしながら組織として有機的に働き合って全体を高めていく力も生み出しにくくなります^{※12}。さらに、施設・設備についても、個別的な対応では必ずしも充実したものはできません。少子化が進行する中で教育の質的な向上と学校の活力の保持を図るためには、地域の実情等を考慮に入れながらも、積極的に学校の統廃合を行う必要があります。

※11 仮に、現在の学校数を維持したまま各学校の学級減を続けた場合、下表のように、約 3 分の 1 の学校が 1 学年当たり 2 学級以下の極めて規模の小さい学校となります。

<公立高校全日制募集学級数別学校数（本校+分校）>

募集学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	学校数	学級数	1校平均
平成 6 年度	2	4	7	7	8	14	7	5	1	1	56	291	5.20
平成 16 年度	3	6	8	5	10	12	5	2	1		52	241	4.63
平成 26 年度（試算値）	9	8	5	10	15	4	1				52	186	3.58

（注）平成 26 年度は次の条件による試算値です。

- ① 公立全日制高校（52 校）から 55 学級を削減する。
- ② 平成 16 年度に 1 学年 1 学級の学校（3 校）からは学級減を行わない。
- ③ 平成 16 年度に 1 学年 9 学級（1 校）、8 学級（2 校）、7 学級（5 校のうち 3 校）の学校からそれぞれ 2 学級を削減する。
- ④ ②及び③以外はすべての学校から 1 学級ずつを削減する。

※12 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（以下「標準法」という）によれば、1 学年当たり 1 学級の学校（分校）では、教諭等（教諭及び常勤講師）の数が 8 人程度となります。高校の普通教科は、国語、数学、外国語など全部で 10 教科あるため、いくつかの教科は非常勤講師が担当したり、1 人の教員が複数の教科を担当したりする必要があります。また、教科指導以外の学校の運営のために必要な業務についても、1 人の教員が数多くの種類の業務を担当する必要があります。

【主な取組】

ア 中学校卒業生約 3,000 人の減少に対しては、中学校卒業生数の推移や入学志願者の動向、各学校や地域の実情及び公私立高校の収容のバランス^{※13}等に配慮しながら、公立高校については、学校の統合、学級減及び募集停止により、平成 26 年度までに 55 学級程度を削減することで対応します。

イ 多様な教育課程の編成、部活動や学校行事等の活性化、集団の中で切磋琢磨する機会の提供など、高等学校としての教育機能の維持・向上の観点から、基本的には、適正な学校規模＝1 学年当たり 4～8 学級^{※14}の確保を図ります。

ウ 適正な学校規模の確保を図るため、次の方針により学校の統廃合を進めます。なお、具体的な統廃合の実施に当たっては、地域の実情に十分配慮します。

この場合の取組みの一つとして、1 学年 1～3 学級の学校が、近隣の高校と合わせると適正規模となる場合には、将来の統合を視野に、当該高校間で連携・交流するキャンパス制^{*1}を導入することにより、適正規模の学校に準じた教育環境の確保を図ります。

※13 公立高校と私立高校の入学定員の比率については、これまで、「山形県公私立高等学校協議会」などの場で、公私立の入学人数が概ね 7 対 3 となるように申し合わせが行われてきました。

検討委員会報告書では、「計画的・安定的な学校経営の環境を確保し、公立と私立の双方がそれぞれの役割を果たしていけるよう、公立高校としてはこれまで同様、中学校卒業生数の概ね 7 割を基本として、入学定員を設定していくのが適切である」としています。

※14 例えば、理科の教員はそれぞれ物理、化学、生物、地学のいずれかの専門分野を持っており、1 学年 4 学級以上の学校では分野別に専門の教員を配置することがほぼ可能となりますが、3 学級以下では、ある分野の科目を開設できない、又は、専門分野以外の科目を担当する教員が生じることになります。

また、各都道府県の適正規模の考え方については、1 学年当たり 4～8 学級が 28 県、6～8 学級が 7 県、6 学級が 2 県、8 学級が 2 県となっています。（平成 16 年 7 月徳島県教育委員会調査）

さらに、本県で実施した「高校教育に関する意識調査」では、適正規模を 4～5 学級と考える人が最も多く、次いで 6～7 学級と考える人が多くなっています。

*1 『山形県立高等学校キャンパス制設置要綱』を別に定めます。

<学校の統廃合に関する基本方針>

- (ア) 特色ある新しい教育の展開を図り、時代の進展や社会の変化に対応できるよう、計画的に、同一の学科を持つ学校を統合して、学科内の専門性や多様性に対応できる学校を設置したり、あるいは、異なる学科を持つ学校を統合して総合学科^{※15}や総合選択制高校^{※16}を設置したりします。
- (イ) 1学年当たり2学級の学校で、入学者数が入学定員の3分の2に満たない年度が2回になった場合は、原則としてその翌年度から入学定員を1学級分に減じます。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性に十分配慮します。また、入学定員を1学級分に減じた年度の2年後に分校とします。
- (ウ) 分校については、原則として募集停止とします。ただし、募集停止に当たっては、交通事情等の地域の実情、学科等の特殊性、志願状況等に十分配慮します。
- (エ) 1学年当たり1学級規模で、かつキャンパス制を導入している学校については、入学者数が入学定員の2分の1に満たない場合は募集停止について検討し、満たない年度が2回になった場合は、翌年度から募集停止とします。

<学校の統廃合に関する基本方針の解釈及び運用について>

(ア)について

- ① これにより学校の設置及び廃止を行う場合は、中学生の進路選択に配慮し、実施の3年前までに計画を公表します。

(イ)について

- ① 平成17年度以降の入学者数を対象とします。
- ② 「学科等の特殊性」とは、ある専門教科の学習が県内では当該高校に設置されている学科においてのみ可能である場合などを意味します。
- ③ キャンパス制を導入した学校についても、この基準を準用するものとします。

(ウ)について

- ① これにより募集停止を行う場合は、中学生の進路選択に配慮して、実施の3年前までに計画を公表します。
- ② 「交通事情等の地域の実情」とは、分校が募集停止となることによって、当該地域の生徒の多くが自宅から通学できなくなる場合などを意味します。
- ③ 「学科等の特殊性」とは、ある専門教科の学習が県内では当該高校に設置されている学科においてのみ可能である場合などを意味します。
- ④ 「志願状況」に関して、平成17年度現在で既存の分校については、平成17年度以降の入学者選抜における志願状況を、(イ)により新たに分校となる学校については、入学定員を1学級分に減じた年度以降の志願状況を参考として、募集停止の判断を行います。

(エ)について

- ① 志願者が入学定員の2分の1を大きく下回り、その後回復が見込まれない場合は、2分の1に満たない年度が2回になる前であっても募集停止とします。

※15 16 ページ(4)総合学科【現状と課題】を参照

※16 18 ページ脚注※19を参照